

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金の申請について

申請する(対象の)方

- 提出書類** (1). 授業料支援申請書(様式第1号の3)《P4,5》 下記項目すべて記入
- ◎申請者(生徒)に関する事項
 - ◎保護者等(父母)に関する事項
 - ◎添付書類に関する事項
 - ◎授業料支援補助金の申請に関する確認書
- (2). 《同一の保護者等に扶養されている私立高校生等が3人以上いる世帯(所得区分が「B1、B2」または「C」ランクのみ)》
在学(在校)証明書及び健康保険証等の写し
(詳細はリーフレットP3「申請に必要な書類」を参照してください。)

※保護者の課税証明書(令和2年度)の提出について(7月～翌年3月分)

今回、国の就学支援金の申請書も同時に配付しており、大阪府の授業料支援補助金用として、もう一部課税証明書を取りよせる必要はありません。令和2年度分の課税証明書の提出は国の就学支援金の申請書に同封してください。
また、令和元年度分(4～6月請求分)につきましては、1年生は4月に提出、2、3年生は昨年度提出して頂いているので課税証明書の提出は不要です。

提出期限 令和2年7月10日(金)【期日厳守】【全員提出】

【注意事項】

- ① 国の就学支援金同様、申請は、保護者等の令和2年度の『課税証明書』、1ヵ年分です。
※4月～6月分は令和元年度の道府県民税所得割額と市(町村)民税所得割額、7月～翌年3月分は課税標準額×6%－市町村民税調整控除額の父母合算で認定。
市区町村によって、課税証明書の様式が異なりますのでご確認ください。
※令和元年度分・令和2年度分ともに課税証明書の提出は不要です。
- ② 4月～6月分の令和元年度分課税証明書は、1年生は4月、2、3年生は昨年度に国の就学支援金で提出済み、7月～翌年3月分の令和2年度課税証明書は7月に国の就学支援金にて添付していますので、「添付書類に関する事項」に☑してください。
特に不備がある項目ですので注意してください。
- ③ 課税証明書の提出は必要ありませんが、手元になく所得判定基準額がわからない場合、市区町村の税務担当課で発行依頼してください。
発行してもらう際は、扶養親族数など省略されないよう「全部事項証明」と伝えてください。
- ④ 所得区分が「B1、B2」または「C」ランクでは、扶養されている私立高校生等が3人以上いる世帯が対象となります。必ず健康保険証の写し(国民健康保険加入者は、世帯全員の住民票(続柄表記のもの)を提出してください。また、確認書類として在学(在校)証明書の提出が必要(浪人生は、予備校等の在校証明書または、その子どもに対する教育費負担にかかる申出書を提出)です。
P5「授業料支援補助金の申請に関する確認書」2. 添付書類に関する事項の①を☑してください。

- ⑤ 課税証明書の住所が大阪府外の場合は、住民票を提出してください。10月1日が基準日ですが、それ以前又は以降に府外に住民票がある場合は、月割りにより支給されますのでご注意ください。
(例：5/30に府外から府内転入…6月より受給可、10/30に府内から府外転出…10月まで受給可)
P5「授業料支援補助金の申請に関する確認書」2. 添付書類に関する事項の②を☑してください。
- ⑥ 『源泉徴収票』、『確定申告書(控)』は、所得証明になりませんのでご注意ください。
- ⑦ 課税証明書(所得増減)により、令和元年度課税証明書4月～6月分と、令和2年度課税証明書7月～翌年3月分の補助金が異なることがあります。よって、令和元年度課税証明(4月～6月分)のみ対象となる場合は、申請リーフレットP5『確認書』の『3.「授業料支援補助金の受給をしない理由」その他』に「令和2年度分は対象外のため申請しません。」と記入してください。(令和2年度のみ対象の場合は『確認書』の『その他』に「令和2年度分は対象外のため申請しません。」と記入してください。)
- ⑧ 支援補助金は、大阪府から学校へ振り込まれます。学校は、**2・3学期の授業料納付額から授業料支援補助金分を相殺し、納付金額をお知らせする予定としております。**
2学期または3学期の授業料より相殺し、相殺しきれなかった補助金額については、**学校へ提出済の指定口座へお振込みいたします。**
よって、授業料納入後、学期の途中で転退学した場合や、府外へ転居した場合は、発生した月の翌月以降の補助金を返金していただきます。
- ⑨ 離婚等での保護者変更や修正申告等での税額変更などの理由が生じた場合や、ご不明な点や特別な事情等がございましたら、早急に学校までご相談、お問い合わせください。
- ⑩ その他、解雇等による失職・転職の場合の特別事情については、「**授業料減免制度**(諸条件及び審査あり)」で申請して頂ける場合もありますので係までお尋ねください。尚、減免制度と当該支援補助金との併給はできません。(どちらか助成金額の高い方が適用)

《 申請書記入例 》

様式第1号の3

学校整理欄	整理番号	
	区分(4~6月)	A・B1・B2・C
	区分(7~3月)	A・B1・B2・C

授業料支援申請書

設置者名 代表者名 様

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、令和2年度の授業料の支援について、下記のとおり申請します。
※保護者(父母)等による代筆も可能です。

【申請者(生徒)に関する事項】

ふりがな	姓	名	申請者(生徒)との続柄
生徒氏名			
生年月日	西暦	年 月 日	
住 所	大阪府 市・町・村		
学 校 名	全日制・通信制課程 学年 組 番		

【保護者(父母)等に関する事項】

ふりがな	姓	名	申請者(生徒)との続柄
保護者等氏名			
保護者等住所	<input type="checkbox"/> 生徒と同じであるため記入を省略	都・道 府・県	市・区 町・村
ふりがな	姓	名	申請者(生徒)との続柄
保護者等氏名			
保護者等住所	<input type="checkbox"/> 生徒と同じであるため記入を省略	都・道 府・県	市・区 町・村
この申請についての保護者等連絡先	電 話 FAX		

【添付書類に関する事項】

就学支援金の受給資格認定がされており(又は申請中であり、保護者(父母)等の所得判定に係る書類(個人番号(マイナンバー)カードや課税証明書等)を提出したため、この申請においては添付しなくてよい。

【個人情報に関する取扱いについて】

この申請に関し収集した個人情報については、次のとおり利用します。
・ 学校内における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業(以下「本事業」という。)に使用します。
・ 本事業を所管する大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う公益財団法人大阪府・茨会に情報提供する場合があります。
・ 大阪府への情報提供は、オンラインを經由します。
・ 国の就学支援金の申請のために提出した個人情報を、本事業に活用します。

申請者署名
保護者等による代筆の場合は、「(申請者(生徒)との続柄) 代筆 (申請者(生徒)の氏名)」と記入してください。

上記の記載内容に相違ありません。
また、個人情報に関する取扱いについて同意します。

学校受付日 年 月 日

対象の方は、表裏面全ての事項を記入し、令和元年度「道府県民税所得割額と市(町村)民税所得割額の合算」、令和2年度の課税証明書内「課税標準額×6%-市町村民税調整控除額の合算」の金額を確認の上、提出してください。

必ず記入日を記入してください。

四天王寺高等学校(全日制)

申請される世帯は、国の就学支援金にて提出されているため、必ずしてください。

年 組 番 生徒名を必ず記入してください。

⚠ この用紙は全員必ず記入し、学校へ提出してください。

授業料支援補助金の申請に関する確認書

年 組 番 生徒氏名

1. 申請について (必ずどちらかにを入れてください。)
授業料支援補助金の受給を 申請します 申請しません

「2. 添付書類に関する事項」と裏面の「授業料支援申請書」を記入してください。 「3. 授業料支援補助金の受給を申請しない理由」を記入してください。

申請しますにしてください。

2. 添付書類に関する事項 (申請する場合のみ記入してください。)

下の①~④の事由にあてはまる場合は、それぞれ次に示す書類の提出が必要です。あてはまる項目すべてにを入れ、この用紙と併せて必要な書類を提出してください。(①~④にあてはまる事由がない場合は、⑤にチェックをしてください。)

① Bランク又はCランクに該当し、多子世帯にあてはまりません。
→ 子どもの健康保険証の写し(生徒本人分を含む)と、在学(在校)証明書(生徒本人分を除く)を提出してください。
※ 多子世帯の制度と必要書類の詳細については、3ページに記載しています。

② 2020年1月1日の住所が大阪府外です。(令和2年度の市町村民税・道府県民税が大阪府外で課税されています。)
→ 申請時点で生徒・保護者が大阪府内在住であることを示す住民票の写しを提出してください。(「住民票の写し」とは、市役所等から交付を受けた書面そのものを指します。(コピーの提出は不可))

③ 保護者のうち1人が、単身赴任によりやむを得ず他府県に在住しています。
→ 勤務先からの辞令の写しを提出してください。

④ その他特別な事情があります。
→ 学校から求められた書類を提出してください。

⑤ ①~④にあてはまる事由はありません。
→ この用紙のみ提出してください。(裏面も忘れず記入してください。)

①~⑤当てはまる所にしてください。

3. 授業料支援補助金の受給を申請しない理由
あてはまる理由にを入れてください。

所得要件を満たさない(保護者の市町村民税・道府県民税の額が基準金額を超えている)ため
 府内在住要件を満たさない(生徒・保護者全員が大阪府内に在住していない)ため
 その他 ()